

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成26年2月17日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成26年2月17日（月） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（提案説明）

第3 組合行政一般に対する質問

18番 角谷敏男 議員

第4 議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	木	村	和	久	2番	湯	口	史	章
3番	田	村	繁	已	4番	有	松	数	紀
5番	谷	口	秀	夫	6番	森	本	正	行
7番	下	田	敏	夫	8番	岡	嶋	正	広
9番	岡	本	和	廣	10番	谷	口	雅	人
11番	船	木	祥	一	12番	津	村	忠	彦
13番	房	安		光	14番	高	見	則	夫
15番	上	杉	栄	一	16番	両	川	洋	々
17番	上	田	孝	春	18番	角	谷	敏	男

~~~~~

説明のため出席した者

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 管理者   | 鳥取市長     | 竹内功   |
| 副管理者  | 岩美町長     | 榎本武利  |
| 副管理者  | 智頭町長     | 寺谷誠一郎 |
| 副管理者  | 若桜町長     | 小林昌司  |
| 事務局長  |          | 東田義博  |
| 消防局長  |          | 山田充志  |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 玉谷隆明  |
|       | 八頭町副町長   | 吉田英人  |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	中村英夫
書記次長	鳥取市議会事務局次長	勝井節朗
書記	鳥取市議会事務局議事係長	蜂谷知哉
書記	鳥取市議会事務局主任	増田和人

~~~~~

午前10時0分 開会

○湯口史章議長 ただいまから、平成26年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会期の決定

○湯口史章議長 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から2月18日までの2日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

日程第2 議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで(提案説明)

○湯口史章議長 日程第2、議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9

号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上9案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 おはようございます。

本組合議会定例会に提案しました諸議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊かつ重要な課題である新たな可燃物処理施設の取り組み状況について報告いたします。

環境影響評価につきましては、昨年の11月29日に鳥取県知事から評価書に対し「環境影響評価条例第24条第2項の規定に基づき、環境保全の見地からの修正の必要が認められない。」との通知を受けました。これを受けて、本組合は同年12月13日に公告を行い、併せて本年1月14日まで評価書を縦覧し、環境影響評価書の手続きを終了したところでございます。

施設の整備内容につきましては、可燃物処理施設整備検討委員会から提出された第3次報告書に対するパブリックコメントや組合議会からいただいた御意見等を踏まえ、構成市町と協議して、昨年12月27日に「新可燃物処理施設整備計画」を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、施設の整備を進めてまいります。

地元交渉の状況につきましては、地権者集落と話し合いを重ねた結果、現在までに6集落のうち5集落から、建設を了承する旨の報告を文書で受けることができました。昨年の12月26日には、本組合との交渉窓口となる「新可燃物処理施設検討対策地権者集落協議会」を立ち上げられました。このような協議会が設立されたことは、本事業に大きな進展をもたらすものと期待しております。今後、本協議会と地域振興等についてさらに協議を進め、地元の皆様の一層の御理解と御協力が得られるよう全力で努力してまいります。

また、ゴミ焼却施設建設差止訴訟につきましては、2月26日に第15回口頭弁論が開催されますが、裁判も最終段階の大詰めになったと理解しております。

それでは、提案しました議案第1号から議案第9号について説明いたします。

まず、議案第1号の平成25年度一般会計補正予算につきましては、総額7,890万1千円の減額を、議案第2号の因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、総額104万4千円の減額を行うものです。これらは、事務事業の決算見込み等に基づいて、計上しております。

次に、議案第3号は平成26年度一般会計予算に関する案件です。

予算規模は、49億1,356万5千円、前年度当初予算に比べて、6億8,539万1千円の減、伸び率はマイナス12.2%の予算を計上しております。

その概要を申し上げますと、総務費は、庁舎等管理事務費など義務的な経費を計上しております。

民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務の運営委託を実施してまいります。

衛生費につきましては、可燃物処理施設の建設促進を図るため、現時点で必要な予算を計上するとともに、不燃物最終処分場の遮水シートの延命化を図るための工事を行います。

因幡霊場やリファレンスいなば等の施設の管理運営につきましては、指定管理者制度の運用などにより、業務の効率化と経費の節減に努めています。

消防費につきましては、主に平成23年度から取り組んでいた消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター総合整備事業が平成25年度で完了したことにより19.8%減となっております。

老朽化等により整備が喫緊の課題となっていた鳥取消防署東町出張所につきまして、平成26年度、27年度

の2カ年で新築整備するよう計画しております。

消防車両等については計画的に整備することが必要であるため、本年度は、消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車および高規格救急自動車各1台の更新整備を行います。

公債費につきましては、4億5,218万3千円から2億7,540万8千円と39.1%減となっており、起債の償還が進んだことに伴いまして、大幅に減額となったものです。

議案第4号の平成26年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、エコライフ推進事業や東部圏域のPR事業を実施してまいります。あわせて、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会と連携し、広域観光を推進していきます。

議案第5号は、消防組織法が一部改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の資格を定める条例を新たに制定するものです。

議案第6号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、危険物製造所等の設置許可申請等に係る手数料の額を改正するため、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例を一部改正するものです。

議案第7号から議案第9号までの3議案は、リファーレンいなば、因幡霊場及び白兔グラウンドゴルフ場の各施設に係る指定管理者を指定するため、それぞれ議決を得ようとするものです。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 日程第3 組合行政一般に対する質問

○湯口史章議長 日程第3、組合行政一般に対する質問を議題とします。

議長に発言通告書が提出されておりますので発言を許可します。

18番角谷敏男議員。

[角谷 敏男議員 登壇]

○18番角谷敏男議員 おはようございます。

私は、新可燃物施設整備計画について、まず質問をいたします。私は昨年10月定例議会で、施設建設計画の圏域全体での説明会とパブリックコメント、いわゆるパブコメについて質問をいたしました。それは説明の開催とともに、パブコメに寄せられた意見を住民に返していくために、東部広域の発行するチラシに回答も掲載するように求めたものであります。この質問に対して事務局長は、市町の広報紙の掲載や国英地域の地域振興推進本部だよりも、おおいに活用させていただき、しっかりと情報提供したい旨の答弁でした。しかし、市町の広報紙や国英地区の推進だよりも掲載をされておりません。なぜ掲載されなかったのか。今からでもこうした広報を行うべきではないかと考えますが、質問をいたします。

2つ目には、26年度予算案に可燃物の施設建設整備に関して、候補地関連対策費、3億147万8,000円が計上されております。私は昨年秋、住民の皆さんから直接聞いた話では、ある集落において区長はこの計画の決、採決をとらなかったのに事業を進めている、おかしなやり方をしていると強い不満を述べておられました。このような声があるのに、この予算は何のためにどんな事業なのか、お聞きをいたします。

2点目は最近決定された消防庁舎整備基本方針について質問をいたします。発表された基本方針の消防力の現状と今後の方向性のなかで、消防力の整備指針による署所の基準数と現有数が記載されております。指針が示す考え方からすると、東部広域での消防署や出張所の数、いわゆる署所数は、2カ所不足をいたしております。今回の基本方針の策定にあたって、住民の生命と安全、財産を守る立場から、この点はどのように検討さ

れたのか、検討されなかったのであれば、なぜなのか、まずお尋ねをいたします。登壇での質問は終わります。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 共産党の角谷議員の御質問にお答えします。

まず、新可燃物処理施設整備計画に関連をして、パブリックコメントにおいて寄せられた住民意見とか、東部広域の見解を、どのように公表したかということですが、この御質問に関しては、担当の東田局長からお答えをいたします。

次に、同じく新可燃物処理施設整備計画関連ではありますが、可燃物処理施設立地促進交付金は、どのようなものであるかというお尋ねがありました。お答えします。可燃物処理施設立地促進交付金については、施設建設の円滑化に資するため、平成13年度に可燃物処理施設立地促進基金を設置し、平成14年度から本組合議会の議決を受けて、平成20年度まで積立を続けております。平成25年度からこの基金を取り崩して、予算に今度は計上をしているということになります。これが可燃物処理施設立地促進基金であります。この交付金は、施設の建設をお願いしている地権者集落や周辺の地域振興を図ることを目的としたものであります。今後とも、地元の方々と協議をしながら、有効に活用して事業の円滑な実施にあたりたいと考えておるところでございます。

それから、御質問だというふうに認識したんですけれども、地元住民からの声が、そういう声があったということに関して、お答えをしておきたいと思っております。地権者6集落のうち5集落から施設の建設を了承する旨の文書をいただいていることをですね、提案説明でも述べました。これに関してのことかと思っております。こういった建設を了承するという点に関しては、各集落内で慎重に話し合われて決定されたものと理解しているところであります。

それから、最後の御質問でございました消防庁舎の整備、施設整備計画の関係であります。検討会においてですね、署所の数に関して、どのような検討をしたかということですが、これは、山田消防局長からお答えいたします。

○湯口史章議長 東田事務局長。

○東田義博 事務局長 御質問にお答えいたします。

まず最初に、パブリックコメントについて寄せられました住民意見と東部広域の見解はどのように公表されたかということでございます。可燃物処理施設整備検討委員会から提出されました第3次報告のパブリックコメントに寄せられました住民意見と東部広域の見解につきましては、圏域住民に周知するため、昨年10月30日に本組合ホームページに掲載し、公表いたしました。また、昨年12月27日に策定いたしました新可燃物処理施設整備計画書におきましても、巻末にですね、住民意見と東部広域の見解の全文を掲載しております。本年1月7日にホームページで公開しております。また、質問の中で、国英だよりやですね、市町の広報紙で住民に広く周知すべきではないかということでございます。パブリックコメントの意見や見解につきましてはですね、国英地区の地域振興推進本部だよりとか市町の広報紙に掲載することはですね、紙面の制約がございます難しい点がございます。したがって、本組合のホームページに掲載しましてですね、周知したものでございまして、すでに住民の圏域、住民の皆さまもですね、御覧になっていただいているところでございます。なお、パブコメの意見とかですね、見解のほうをホームページに掲載していることにつきましては、この3月、あるいは4月のですね、構成市町の広報紙におきまして、あらためて御案内いたす予定にしております。また、計画書の概要のほうでございますけれども、こちらにつきましては、国英地区のたよりであるとか、あるいは構成市町の広報紙で施設概要の掲載をしていく予定にしております。以上でございます。

○湯口史章議長 山田消防局長

○山田充志 消防局長 はい、失礼いたします。

消防署所の数について、どのように検討されたかということでございます。消防力の指針は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を消防庁が示したもので、市町村は地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められております。管内においては、市街地でこの指針に比べて2署所少ない現状となっておりますが、鳥取市副市長や各構成市町の副町長、消防担当課長をメンバーとする消防庁舎整備計画検討会において、御質問の点についても検討をいたしております。その結果、現在の署所で消防活動が相互に補完できていること、また、管内全体の人口減少も見受けられることから、現在の12署所の配置を維持していくことが適当であるとされたところでございます。以上でございます。

○湯口史章議長 18番、角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

地元振興費についてですが、このちょっと内訳について、どういうものがあるのかお尋ねをしたいと思えます。と言いますのは、そのパブコメの中にも地元だけではなく周辺集落にも説明に来てほしいという意見が寄せられておりますけれども、しかし、東部広域は、まず、施設建設に御理解をいただくために、地元地権者集落を中心に行っていますと。その他の周辺集落の説明会も検討していますとしか答えていないわけであります。先ほどの管理者の答弁の中にも、立地交付金が、地権者集落や周辺の地域振興に充てていくんだという趣旨の説明がございました。周辺の地域振興であれば、地権者集落以外の集落も含まれるんじゃないかなというふうに思うわけであります。また、生活環境への影響や懸念を持つ人の意見も、やはりこのあるわけでした、そのいわゆる地元ということを地権者集落に限定しないで、その周辺一体の住民がこういう環境問題がある、懸念があると、これまでもたくさんコメントを寄せてきておられることは、東部広域御自身が御承知のことだと思います。そういうこのお金を出すつちゅうことによって、やはり迷惑施設があるということ、行政自身がお金を出せば認めていくことにならへんかなと。で、一方、その周辺の、また東部広域全体の住民からすれば、きちっとした説明がなされない、建設の計画自体なされない、先ほどもパブコメの意見に対しても紙面の制約があるというような答弁でありまして、そうすれば、住民と東部広域、行政との間に不信感が広がるということ、非常に私は懸念をしますし、実際、そういう事態も起きているわけですから、この点について、今後、どうされるのかお尋ねを1点しておきたいと思えます。

それと、もう1つは、パブコメに関してここでちょっと1点お尋ねしたいのは、先ほど局長からも答弁がありました、その計画書の巻末に掲載されているということであります。この巻末の中に、12番にこういう意見が寄せられているわけです。1日270トンの(90トン炉、3基)の計画から、1日当たり240トンになったが、炉は120トン炉2基と、炉の規模は大きくなっている。国が推進している高効率ごみ発電の対象としては、規模の大きい炉のほうが、現在の技術では発電に適していることから、2炉にしたと考えられるが、炉が大きくなれば燃やすごみを減らすことができなくなるのではないかと、この意見があります。これに対して東部広域の回答は、炉数については、新たな施設規模、経済性、熱効率及び他都市の事例等を踏まえ総合的に検討し、2炉構成を望ましいとされたものです。なお、搬入された可燃ごみは、一旦ごみピットに貯留されますが、ごみピットの容量は7ないし10日分程度を計画しており、一定量を焼却していきますので、1日当たりの焼却量が大きく変動することはなく、ごみ減量化に逆行するものではありません。私はこれ読んだときは、これは回答になってないと思ったわけです。このコメントは、炉が大きいことが発電に適していることから、3炉から2炉に減らしたのではないかとこの意見と、もう1点は炉が大きくなれば燃やすごみを減らすことができるのではないかとこの意見、この2つが入っていると思えます。しかし、この意見に対する回答にはなって

ないと思います。東部広域の記述は、炉数は総合的に検討して、2炉が望ましいとされたものだと、関係者しか理解できない回答になっていると思います。また、ごみピットの説明は、燃やすごみを減らすことができなくなる。すなわち、炉を90トンから120トンにしたら、ごみが多く必要になるのではないかとっているものであります。それなのに、一定量を1日当たりの焼却量は変動しないから減量化に逆行しないという回答では、的はずれな回答ではないかと思いますが、あらためてお考えをお尋ねをしておきたいと思います。

それから、消防のほうについてですが、今、答弁がございましたので、もう1点、ちょっとお尋ねしたいのは、現在の消防と救急活動の車両と人員が、基準数に満たしていないという所があると思います。人員については、64.6%ですか、国が示す基準ではその程度になっているわけです。消防ポンプ車も、とりあえず2台不足しとるとというのが現状だと思えます。そのなかで、今回の基本方針では、東町の出張所を新築移転後には、救急車を1台配置することになっておりまして、このなかで、職員定数増に懸念があるとも述べられております。近年、広域だけじゃなくて、市町の行政のなかでも、防災が非常に強調されるわけですが、実際に住民の関心やニーズに応じていくためにも、この現況の改善に計画的に取り組むお考えがあるのかないか、取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思うわけですが、どのように認識されているのか、消防局については、この1点お尋ねをしておきたいと思います。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 まず、可燃物処理施設立地促進交付金に関連してのさらなるお尋ねでございます。

交付金につきましては、要綱が定められておりまして、基本的には、施設を建設するため必要な土地内に部落共有地を有する集落への地域振興事業等及び地権者集落がかかわる河原町国英地区への地域振興事業等に活用するものとするという考え方を示しております。こういったことが基本でありますので、お話にありましたように、いわゆる共有地を共有している6カ集落以外の国英地区への地域振興事業等に活用するということは、要綱上も予定をされていることでございます。そういう意味ですすね、例えば国英地域全体、他の集落の方も活用できるような施設の整備とか、そういったものも地域振興策として適切なものであれば、活用は可能だというふうに認識しておるところです。また、この事業については、広く国英だよりは、国英地域全体に周知を図って説明をしているところでもありますが、それで象徴されるように、必要な説明は適切な時期に行っていくということにしておりますので、そういった考え方でいることを御理解いただきたいと思います。

それから、次にパブリックコメントの中での個別の御質問がありました。意見と、それから東部広域の見解についての御質問がありました。これは東田局長からお答えをいたします。

次に消防力の関係でございますが、御指摘のように消防力の強化というのは、全国的な政府を挙げての取り組みの1つだと私も認識しておりますし、各市町で努力しながら、その各全国の市町村で努力しながら、これの強化を図っているところでもあります。東部消防局におきましても、ポンプ車や救急車、ホース等重要な資機材の計画的な更新を図っているのは御承知のとおりであります。また、平成25年度から年次的に21名の増員を図りまして、指揮支援隊の設置とか司令員、救助隊員の増強など消防力の強化に努めているところでもあります。今後におきましても、東部管内に求められる施設や資機材及び人員について検討を重ねまして、住民のニーズに応えることができる、また、いろんな時代の変化に対応できる取り組みをすすね、進めてまいりまして、消防力の向上に努力をしていきたいと考えております。一挙に大きな強化というわけにはいかないこともありますが、必要なものは段階的に整備を進める、施設についても人員についても、資機材についても、そのような考えでございます。

○湯口史章議長 東田事務局長

○東田義博 事務局長 はい。私のほうからは2点、御質問に対しましてお答えしたいと思っております。

まず最初にですね、地域住民への説明会の開催、周知の徹底ということでございますが、実は地元の同意の状況もですね、6集落の地権者、6集落のうち5集落は同意いただきました。また環境アセスの関係もですね、区切りができました。また整備計画書もですね、年末に策定することができました。いよいよ、住民の皆さまに、広くこの東部広域が計画しております施設のですね、説明をしっかりとできるような状態になりましたので、今後は、地権者集落以外も、広く説明を適宜行ってまいりたいという具合に考えております。

次に、2点目の御質問のなかで、パブコメの意見のなかで、回答がですね、見解がずれてるんじゃないかということでございます。意見のなかで、規模の大きい炉のほうがですね、発電に適していることからですね、3炉から2炉にしたと考えられるということ、炉が大きくなれば燃やすごみを減らすことにつながらないではないかというような御意見ございます。あらためまして、2炉にした見解を述べたいと思います。

まず、建設コスト、あるいは維持管理コスト、そういうものを分析しております。また、他都市との状況等も研究させていただきまして、総合的に検討した結果、3炉より2炉のほうがメリットが高いということでございます。効率発電につきましては、当広域のごみ質を調査した結果、ごみの持つ発熱量が、効率発電に必要なカロリーを確保することができるということが推定されました。また、焼却炉につきましては、ごみの減量化等により現在の施設規模を、従来は270トンでございましたけれども、30トン縮減しまして、1日当たり240トンとさせていただいております。従来、90トン掛ける3炉という形でございましたけれども、120トン掛ける2炉ということにしたものでございまして、1炉当たりにつきましては大きくなりますが、施設の焼却するごみは、全体の240トンが限度となります。以上でございます。

○湯口史章議長 18番、角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 局長から答弁をいただいたパブコメの回答に関してですけど、なお、搬入されたごみ、搬入された可燃物云々ちゅうのは、どう読んでも、やはりこれは、ごみピットを7日から10日分ね、容量があるから、それは集めたごみをそこに一時貯留するだけの話なんですよ。だから、ごみ減量化に逆行するものではありませんちゅう回答には、これは無理があるんですわ。集めるごみは、これこれで減らしていきますちゅうことであれば、回答になるんですよ。市町で、今、こういう減量化、取り組んでおられます。東部広域もそれを後押しします。そういう回答であれば、それでも的はずれてないかなと思います。これは今後、どいう形でまた公表されるかわかりませんが、訂正すべきだということ指摘をしておきます。

それから、交付金、振興費の関連対策に関連してですが、局長から、これから計画を説明していくんだという答弁でありました。先ほどふれた住民の方の話を、もう少し簡潔に詳しく言いますと、昨年10月、東部広域の人が来られたときに、八頭施設環境と地元が結んだ協定について、約束違反ではないかと質問したことがあったと。そのときの返事は、持ち帰ってからまた返事するということだったのに、1カ月後に来られたら、また重ねてお願いに来たというだけで、質問の返事がなかった。このように私はお聞きをいたしました。これまでも、住民の皆さんからは、いろいろ聞いてもなかなかまともに答えてもらえてないという根強い行政不信、それと同時に、今回の合意で大きな進展をもたらすものというふうに管理者はおっしゃいましたけれども、私は、住民の間に大きな対立を生む、傷を残す、大きなまさに傷を残していくようなやり方を行政がしてきたんじゃないかなと。私は、今から説明するんじゃないかと、本当は前にきちっと素案を作った。それから、こういうふうに検討会の報告が出た。節目、節目にやらなきゃ、情報公開にもなりません。行政の説明責任もならないと思います。この点について、管理者としてどうお感じになつてるのか、最後にごみの問題については、この1点を質問したいと思います。

最後に、消防庁舎の整備方針について質問をしたいと思っております。消防力の強化については、段階的にという



言葉がありましたので、ぜひ、計画的に市町の財政事情もありますから、一方、住民の要求もありますので、計画的に鋭意検討をしていただきたいと思います。庁舎の基本方針についてであります。今回、東町出張所は、予算に計上されることになりました。では、今度はどこを整備するのかちゅうことであります。八頭と岩美が同じレベルの耐震力、また、建設年度という状況があります。で、先日、新聞報道もありましたけども、土地確保や地元の財政負担の課題があることは承知しております。一方で、何となく土地の確保なんかを市町の事情に任せていつ整備するのか見通しがつかないのでは、方針を立てた意味もなくなるのではないかなあと、いうことを懸念をいたします。この点で、早急な取り組みが必要であると、私は思うわけですが、毎年、整備する署所数や、全体の整備区間を示して、できるならそういうものを示して取り組むべきではないかと思いますが、この点、1点だけをお尋ねをしておきたいと思えます。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 お答えします。

地権者集落の皆さんとは、昨年かなり密にいろいろとお話をし、地域振興も含めたなかで、事業実施についての同意をお願いしてきたわけでありまして。そういう中で、いろんな意見なり声はお聞きし、答えられるものは答えてきたつもりでありますけれども、具体的に挙げられた八頭環境施設組合との約束が違反になっているんじゃないかという、かなり今、訴訟でも争点となっている点についての御議論のように感じましたが、そういった点について、我々は我々の見解・認識は持っているわけですが、なかなか訴訟で争われているような状況でも明らかなように、意見の相違がございます。

広くこの可燃物処理施設の事業について理解をいただくように努力することは我々の本意でありますので、説明が不十分だといった点があれば、さらに重ねて説明をさせていただくというようなことは積極的にさせていただきますと思っております。それから、節目、節目で全集落にというお考えをお示ししてありましたが、やはり、まず地権者集落の皆さんと、よくよく話し合っ理解をいただくことがないと、事業そのものの成否がそれに大きく左右されるということになりますから、それが優先的に取り組むべき課題であろうというような基本認識は確かに持って対処してまいりました。しかし、この課題は、当初、平成 18 年にお話しに、鳥取市の河原町の国英地域の部落長会に、私自身も出席し、4 町の首長さんも御出席だったと記憶しておりますが、お話ししたときに、国英地域全体において環境アセスメントということの取り組みの御理解と御了承をいただきたいというふうにお話ししたのが皮切りで、各集落を回ってお話ししてくださいというのが、地元の御意見であったことなどから、対処してきた経過があります。いずれにしても全体の地域にお話をしてないということではなくて、できるだけ機会をみてさせていただく努力、あるいは、先ほども例に挙げましたけれども、国英地域の振興だよりなどを通じて、振興本部だよりでしたか、そういったことで地域全体にいろんなことを情報提供をいたしております。御意見があれば、御意見いただきたいということで、進めてきているものであります。今後とも努力を重ねたいと思えます。

それから、もう 1 つ、消防の関係でございました。具体的な計画を立てていくべきだという御指摘です。基本的には、そうあるべきと私も思っておりますが、現在のところ、どういう考え方になっておるかをお答えしたいと思います。実は先日、正副管理者会議なども開いて、このことについても少し触れて議論しております。それを踏まえたお答えをさせていただきます。消防庁舎の整備にあたっては、消防庁舎整備基本方針において、各署所の整備の優先度、ABC というような形で、それを明らかにしたところでありまして。そして、優先度については、耐震診断結果と実際の老朽化などを勘案して定めておるわけでありまして、整備にあたっては、仮設庁舎をはじめとして、土地の確保など大きな課題もあります。これも御指摘のとおりです。土地については、

構成市町で確保していただくことになっており、整備についても移転や現状場所での整備など、個別に検討をしていくことが今後重要となるというふうに考えております。したがって、御質問にありましたように、整備年度などを計画で1つの計画でまとめていくということが、直ちにできる状況でもないわけですので、今後整備を具体的にどのような順序で取り組んでいくか、これについては、まず実務レベルでの意見交換などをして、個別な検討を踏まえながら、方向を、方針を出していくということで考えておるところであります。一挙に全部できるものでもございませんので、先ほどお答えしたように順次行くわけですが、どこをはじめにやっていくのか。東町出張所は1つ明確になっている部分であります、その次からを、どこからやっていくのか。これについて、早急に実務的なレベルでの検討を踏まえながら、最終的にはまた、管理者、副管理者の議論、さらには議会の御了承という議決を得て決めていきたいと思っておるところでございます。

○湯口史章議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

**日程第4 議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（質疑・委員会付託）**

○湯口史章議長 日程第4、議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上9案を一括して議題とします。

これより9案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 質疑なしと認めます。

議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上、9案は審査のため、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時47分 散会

# 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成26年2月18日（火曜日）

## 議事日程（第2号）

平成26年2月18日（火） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

第2 閉会中の継続調査について

~~~~~

会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~

### 出席議員（17名）

|     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 木 | 村 | 和 | 久 | 2番  | 湯 | 口 | 史 | 章 |
| 3番  | 田 | 村 | 繁 | 已 | 4番  | 有 | 松 | 数 | 紀 |
| 5番  | 谷 | 口 | 秀 | 夫 | 6番  | 森 | 本 | 正 | 行 |
| 7番  | 下 | 田 | 敏 | 夫 | 8番  | 岡 | 嶋 | 正 | 広 |
| 9番  | 岡 | 本 | 和 | 廣 | 10番 | 谷 | 口 | 雅 | 人 |
| 11番 | 船 | 木 | 祥 | 一 | 12番 | 津 | 村 | 忠 | 彦 |
| 13番 | 房 | 安 |   | 光 | 14番 | 高 | 見 | 則 | 夫 |
| 15番 | 上 | 杉 | 栄 | 一 | 17番 | 上 | 田 | 孝 | 春 |
| 18番 | 角 | 谷 | 敏 | 男 |     |   |   |   |   |

~~~~~

欠席議員（1名）

16番	両	川	洋	々
-----	---	---	---	---

~~~~~

説明のため出席した者

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 管理者   | 鳥取市長     | 竹内功   |
| 副管理者  | 岩美町長     | 榎本武利  |
| 副管理者  | 智頭町長     | 寺谷誠一郎 |
| 副管理者  | 若桜町長     | 小林昌司  |
| 事務局長  |          | 東田義博  |
| 消防局長  |          | 山田充志  |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 玉谷隆明  |
|       | 八頭町副町長   | 吉田英人  |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	中村英夫
書記次長	鳥取市議会事務局長次長	勝井節朗
書記	鳥取市議会事務局主任	金岡正樹
書記	鳥取市議会事務局主任	澤田雪絵

~~~~~

午前10時0分 開議

○湯口史章議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

16番両川洋々議員から所用のため本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上、報告を終わります。

○湯口史章議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○湯口史章議長 日程第1、議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上9案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防副委員長、7番下田敏夫議員。

[ 7 番 下田敏夫議員 登壇 ]

○ 7 番下田敏夫議員 おはようございます。

総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第 1 号平成 25 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第 2 号平成 25 年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第 3 号平成 26 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第 4 号平成 26 年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第 5 号鳥取県東部広域行政管理組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第 6 号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例等の一部改正について、以上 6 案はいずれも適正な措置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○ 湯口史章議長 福祉環境委員長、9 番岡本和廣議員。

[ 9 番 岡本和廣議員 登壇 ]

○ 9 番岡本和廣議員 福祉環境委員会委員長報告。

福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第 1 号平成 25 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第 3 号平成 26 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第 7 号鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの指定管理者の指定について、議案第 8 号因幡霊場の指定管理者の指定について、議案第 9 号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について、以上 5 案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上報告を終わります。

○ 湯口史章議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 湯口史章議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により、発言を許可します。

○ 湯口史章議長 18 番角谷敏男議員。

[ 18 番 角谷敏男議員 登壇 ]

○ 18 番角谷敏男議員 私は議案第 3 号平成 26 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算に反対しますので、討論を行います。

この予算には、新可燃物施設建設費があります。5 つの地権者集落の同意が得られたとしていますが、そもそもこの施設建設は場所だけでなく、規模をどの程度にするのかは、1 市 4 町のごみ行政に係るものであり、すべての住民の問題です。ところが、一部地域の問題に限定した対応のまずさもあり、地域住民から強い反対を受けて、根深い行政不信をつくり出し、裁判に提訴される事態となっているのであります。鳥取県から環境影響評価に関して、「住民の理解を得るようにするよう」と毎回のように意見が付されてきました。その根本には、東部広域が計画検討段階から徹底した情報公開を怠り、また住民への説明責任を果たす態度で臨んでいないことかあげられ、それが計画の大幅な遅れをつくり出しています。

昨日の質問では、住民の声を紹介しましたが、これは現在もつづく東部広域の態度であり、住民に行政だけ

でなく、集落内の対立感情をつくり出しています。この住民の方がこれからは集落でおこなう行事など一緒に出来なくなったというやり切れない心境を語っておられます。地権者集落だけでなく、周辺集落からも説明責任を求める声が強くなります。竹内管理者は、地権者集落に対し、「建設計画を説明して、優先的に取り組む必要があった」と答弁されましたが、計画内容もわかりやすく多くの住民が簡単に知ることができるチラシ配布による情報提供さえも、後回しにして、地元住民に大きな傷をつくるような計画を、東部の圏域住民が理解出来るでしょうか。

また、今回の予算で、地域振興のために7億円のうち、3億円の施設立地促進交付金が計上されました。昨日の本会議終了後の議員全員協議会において、その積算根拠について、管理者と局長の説明ではクリーンセンターやずの建設当時の協力金、一集落650万円であり、今回は施設処理の能力や稼働中の物価の上昇を考慮していること、管理者の「事柄の性質上、その積算を示しがたい点がある。全体がまとまっていない点があり地元と交渉が続いている」との説明にとどまり、3億円の明確な積算根拠はなく、おおよそ一集落あたり5千万円にもなると受けとめられるものでした。建設用地とは別となるこのような地域振興予算の説明は、決して住民全体の理解が得られものではありません。当局は、これまで「施設が安全だ」とか場所は「最適地だ」と言ってきましたが、そうであるならば、どうしてこんな多額の金が必要となるような説明や話し合いしかしていないのか、その責任こそ問われるべきです。

現在、一集落が裁判を提訴しているもとの、予算計上は周辺住民を含めた住民間の対立感情をさらに深刻化させるものであり、昨年10月定例議会で深澤副管理者が答弁したように、6集落すべてが理解していただいて工事着工をするという答弁を踏まえるならば、当然予算計上は行うべきではあません。行政の取るべき態度は大型施設建設計画を凍結し、しっかりした住民参加と情報公開を基本にし、住民説明と合意を前提に、ごみ問題解決のための減量化計画づくりと候補地選定の再評価をおこなって事業を検討すべきであると指摘し、討論を終わります。

○湯口史章議長 以上で討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議案第3号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算、議案第2号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算及び議案第4号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上8案を一括して採決します。

お諮りします。

8案に対する委員長の報告は原案可決です。

8案について委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、8案は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 閉会中の継続調査について

○湯口史章議長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配布してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

これで、平成26年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時13分 閉会